

## ＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

### 鉄鋼・非鉄金属⑪ JIS Q 1013 の対象 JIS に係る認証の定期的な認証維持審査において、製品試験対象製品が無い場合の取り扱いについて

2011 年 7 月 27 日  
JIS 登録認証機関協議会

#### 設 問

定期的な認証維持審査を実施する時点において、受注製品で、該当製品の受注がなかったため生産がなく在庫もない場合、どのように製品試験を実施するのか。

#### 解 釈

生産がなく在庫もない場合の製品試験の実施方法は、次のいずれかとする。

- (1) 認証維持審査の日程に合わせて、該当製品の生産を行い、製品試験を実施する方法。
- (2) 製品の特殊性から、初回審査の又は先の定期維持審査の起点のいずれか近い方から 3 年以内の原則の中で、当該起点直後から早めとなっても該当製品の受注時に製品試験を実施する方法。
- (3) 生産がなく在庫もなく、次の受注時期の生産開始後に臨時の認証維持審査を実施する方法。  
この場合、臨時の認証維持審査が終了するまで該当製品の JIS マーク表示はできない。

以下に、それぞれの概念図及び実施のポイントを示す。

なお、概念図に示す記号は次による。

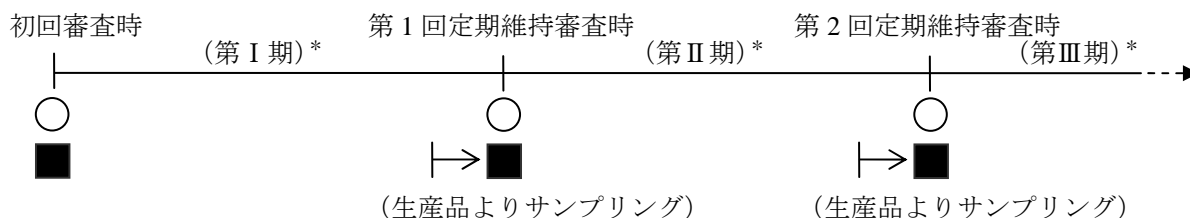
○：JIS マーク省令第 12 条に基づく品質管理体制の審査を表す。

■□：JIS マーク省令第 11 条に基づく製品試験による審査を表す。(□は一部実施による審査)

○□□：JIS マーク省令第 9 条に基づく申請による臨時の認証維持審査を表す。

注\*：3 年ごとに 1 回以上の頻度による審査の期間

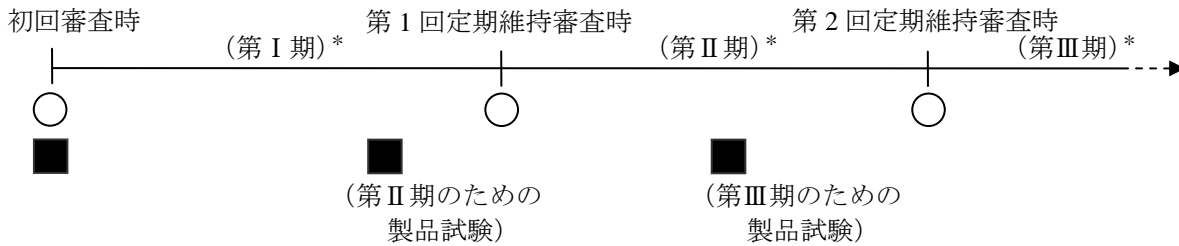
#### (1) 認証維持審査の日程に合わせて、該当製品の生産を行い、製品試験を実施するケース



#### ＜留意事項＞

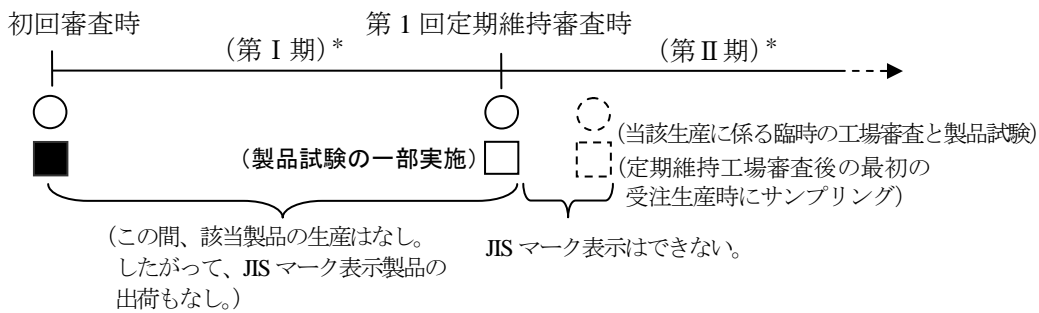
認証取得者は、認証維持工場審査に合わせて、該当製品を生産する。

(2) 製品の特殊性から、初回審査の又は先の定期維持審査の起点のいずれか近い方から3年以内の原則の中で、当該起点直後から早めとなってでも該当製品の受注時に製品試験を実施するケース



- <留意事項>
- ・ 認証維持製品試験を認証維持工場審査と切り離して実施する。
  - ・ 認証取得者は、該当製品を受注した時点で、登録認証機関に認証維持の意思表示とともに生産計画を通知する。
  - ・ 登録認証機関は、製品試験を実施する。

(3) 生産がなく在庫もなく、次の受注時期の生産開始後に臨時の認証維持審査を実施するケース。この場合、臨時の認証維持審査が終了するまで該当製品のJISマーク表示はできない。



- <留意事項>
- ・ 認証製品製造工場の資格は、認証維持工場審査及び製品試験の一部を実施することで継続する。一部を実施する製品試験は、認証を受けている同一の認証区分又は製品の種類のうちで、登録認証機関が製品試験に必要と判断したサンプリング対象から選択する。
  - ・ 該当製品の生産再開後に臨時の認証維持審査を実施し、適合性が確認された時点で残り期間のJISマーク表示を可能とする。

以上